

債務保証の対象融資機関

1. 農業信用保証保険法及び同法施行令で定められた「融資機関」は次のとおりです。

- (1) 農業協同組合
- (2) 全国共済農業協同組合連合会
- (3) 農林中央金庫
- (4) 銀行
- (5) 株式会社商工組合中央金庫
- (6) 信用金庫及び信用金庫連合会
- (7) 信用協同組合及び信用協同組合連合会

2. 当協会と債務保証契約を締結している融資機関は次のとおりです。

| 農業協同組合等 | 銀行等 |
|---------------|--------------|
| 青森農業協同組合 | 株式会社青森銀行 |
| つがるにしきた農業協同組合 | 株式会社みちのく銀行 |
| ごしょつがる農業協同組合 | 株式会社岩手銀行 |
| つがる弘前農業協同組合 | 青い森信用金庫 |
| 相馬村農業協同組合 | 東奥信用金庫 |
| 津軽みらい農業協同組合 | 株式会社商工組合中央金庫 |
| 十和田おいらせ農業協同組合 | 青森県信用組合 |
| ゆうき青森農業協同組合 | |
| おいらせ農業協同組合 | |
| 八戸農業協同組合 | |
| 農林中央金庫青森支店 | |